

○交通安全活動推進センターが行う道路使用許可に係る調査業務に関する処理要領
の制定について（通達）

昭和63年 3 月15日

佐警本例規（交企）第 5 号

改正 平成 3 年 1 月佐本交企発第86号、 3 月佐警本例規第 9 号、10年 3 月佐本規制発第135
号、20年11月佐本務発第1030号、22年 3 月佐本企発第64号、29年 3 月佐本務発第256号
道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の31第 1 項の規定に基づき、佐賀県公安委員
会から指定を受けた佐賀県交通安全活動推進センターが同条第 2 項第 7 号に掲げる道路使
用許可に係る調査業務に関する事務処理要領を別添のとおり制定し、昭和63年 4 月 1 日から
実施することとしたので通達する。

別添

交通安全活動推進センターが行う道路使用許可に係る調査業務に関する処理要領

第 1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条の31
第 1 項の規定により、佐賀県公安委員会から佐賀県交通安全活動推進センター（以下「セ
ンター」という。）として指定を受けた財団法人佐賀県交通安全協会が警察署長（以下「署
長」という。）から委託を受けて行う道路使用許可に係る調査業務（以下「調査業務」と
いう。）に関して、署長及び警察官がとるべき事務処理手続きについて必要な事項を定め
るものとする。

第 2 調査業務

1 内容

- (1) 道路使用許可条件の履行状況の調査及び確認（以下「条件履行調査確認」という。）
- (2) 道路使用許可後の原状回復状況の調査及び確認（以下「原状回復調査確認」とい
う。）

2 実施地域

佐賀市内

3 対象

法第77条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる行為に係る許可のうち、次に掲げるものと
する。

- (1) 道路使用の期間が 7 日以上のもの
- (2) その他署長が調査を必要と認めたもの

第3 取扱責任者の指定

署長は、センターが行う調査業務の適正を図るため、交通課長を取扱責任者として指定し、代行者には交通課の係長を充てるものとする。

第4 調査業務の取扱い

1 調査件数

調査件数は、道路使用許可1件につき1件として計算し、条件履行調査確認及び原状回復調査確認の実施回数は、問わないものとする。

2 調査の実施回数

- (1) 条件履行調査確認は、原則として許可期間中1回実施するものとする。
- (2) 原状回復調査確認は、道路使用許可満了後1回実施するものとする。

3 調査事項

調査事項は、道路工事等現地調査表（様式第1号。以下「調査表」という。）に掲げる事項とする。

第5 調査委託の要領

1 道路使用許可申請書受理時の措置

署長は、道路使用許可申請受理時における書面審査の結果、前記第2の3「対象」に該当すると認められる場合は、現場の位置図及び現場詳細図（信号機、道路標識、道路標示等の設置状況がわかるもの）を添付した申請書を3通提出させ、調査業務に従事中のセンターの職員による現地調査を行う旨を申請者に教示するとともに、許可証の交付に当たっては、条件欄に条件のほかに指導事項として、次に掲げる場合においては、各々ア及びイに掲げる事項を記入すること。

(1) 許可条件等の履行状況の確認が必要と認められる場合

- ア 許可証は、必ず当該工事又は作業現場に備えておくこと。
- イ 許可証は、警察官又は調査員から要求があつた場合は必ず提示すること。

(2) 原状回復状況の確認が必要と認められる場合

- ア 工事又は作業の完了予定期日が確定した場合は、署長に報告すること。
- イ 原状回復状況については、警察官又は調査員による確認を受けること。

2 調査委託書の送付

署長は、前記第2の3「対象」に該当する道路使用を許可した場合は、道路使用許可条件履行状況等調査委託書（様式第2号）に道路使用許可申請書を添付してセンター（交通規制課経由）に送付すること。

3 道路使用許可台帳の整理

署長は、センターに委託した案件については、道路使用許可台帳の申請年月日欄に「調査委託」と朱書すること。

4 調査結果に基づく署長の措置

センターから調査結果の報告を受けた署長は、必要により、次の措置をとるものとする。

(1) 警察官による現地調査

(2) センターに対する再調査委託

(3) 工事及び作業の施工業者に対する許可取消し、条件変更等の処分、指導、注意

第6 センターの措置

1 署長から委託を受けたセンターは、現地に調査員を派遣して、道路使用許可申請書に記載の責任者又はこれに代わる者の立会を求めて、調査表に記載された各項目について調査確認を行う。

2 センターは、調査確認結果を道路使用許可条件履行状況等調査報告書（様式第3号）により署長（交通規制課経由）に報告する。

策7 実施上の留意事項

1 センターの調査業務に対する関係者の理解と協力を得るため、各種業務等を通じて適切な広報を実施すること。

2 調査結果に基づき、署長が処分を行う場合は、交通規制課と緊密な連絡をとり、適切な事案処理に努めること。

第8 備付簿冊

調査業務の状況を明らかにするため、次の区分により簿冊を備付けるものとする。

備付所属	簿冊の名称	保存期間	編綴文書等
交通規制課 警察署交通課	道路使用許可調査委託（受） 発信簿	3年	文書件名簿を使用する
警察署交通課	道路使用許可調査委託簿	3年	様式第1号から様式第3号まで をつづる

第9 その他

1 警察署長は、道路使用許可申請を受理した場合における許可、不許可の決定又は条件及び指導事項を付するために必要な道路交通状況等の調査については、調査業務の有無にかかわらずこれを的確に行うこと。

2 調査業務を委託しない地域に係る道路使用を許可した場合における警察官による条件履行調査確認及び原状回復調査確認については、次のものについて行うこと。

- (1) 国道及び県道における工事又は作業で道路使用期間が7日以上のもの
- (2) 市町村道における工事又は作業のうち道路使用の期間が30日以上のもの
- (3) その他特に現地調査の必要があると認められるもの

様式第1号

(委託No.

警交第

号)

センター所長	主任調査員	年 月 日			
		道 路 工 事 等 現 地 調 査 表			
		佐賀県交通安全活動推進センター			
		調査員 印			
調 査 年 月 日	年 月 日 (曜) 時 分 ~ 時 分				
調 査 場 所	路線名				
工 事 作 業 名					
施 行 業 者 名	TEL () 現場立会者				
区分	調 査 項 目	良	不 良	記 事	
許可条件履行状況	道路使用期間及び時間				
	歩行者通路の確保				
	工事標示板の掲示				
	交安	保安柵			
	通施	点滅式黄色注意灯			
	保設	側灯、保安灯			
	交通処理	交通誘導員、保安指導員の配置			
		進路変更の誘導措置			
		迂回指導板の掲示			
	路面	履 行			
		埋 め 戻 し			
		清 掃 整 備			
		施 行 方 法			
	現 場 責 任 体 制				
原状回復状況	信号機・標識・標示の維持復旧				
	路面の回復				
	資 機 材 の 撤 去				
	清 掃 整 備				
	そ の 他				
(備考)					
調査結果に伴う意見、措置	1 総括意見				
	2 措置意見	(1) 良好であり何らの措置も必要ない。 (2) 警察署に責任者を招致して(ア 指導 イ 注意 ウ 取消し等)処分を必要とする。 (3) 問題点が多く警察官による再調査を必要とする。			

様式第2号

警交第 号
年 月 日

佐賀県交通安全活動推進センター 殿

警察署長 印

道路使用許可条件履行状況等調査委託書

別添の道路使用につき

- 1 許可条件履行状況の調査及び確認
- 2 原状回復状況の調査及び確認

を委託する。

様式第3号

第 号
年 月 日

警察署長殿

佐賀県交通安全活動推進センター 印

道路使用許可条件履行状況等調査報告書

警交第 号で受託した事案につき

- 1 許可条件履行状況の調査及び確認
- 2 原状回復状況の調査及び確認

結果を次のとおり報告します。

区 分	調 査 年 月 日	結 果				
		評 価	内 容			
許行認可 状況 の 履確	年 月 日	1 良 2 不良	別添のとおり			
原 況 状 の 回 確 復 認 状	年 月 日	1 良 2 不良	別添のとおり			
(添付書類) 1 道路工事等現地調査表 2 その他						
不良の場合の 警察処置結果	送 致	取消し 変 更	始末書 徴 収	招致指導	現場注意	その他

様式第 1 号

様式第 2 号

様式第 3 号